



年収の壁：103万円・160万円・178万円の最新情報

■ 103万円・160万円・178万円の違いとは

103万円の壁は、給与収入が103万円を超えると所得税がかかり、配偶者控除や扶養控除の対象から外れる基準でした。これが働き控えの要因となっていました。160万円の壁は、2025年以降の税制改正で新たに設けられた所得税の非課税上限で、年収160万円までは所得税がかかりません。配偶者特別控除も160万円まで満額適用され、より多く働いても手取りが減りにくくなります。178万円の壁は、今後予定されているさらなる非課税枠拡大で、物価や賃金上昇を踏まえた水準です。中間層まで減税効果が及ぶ一方、社会保険の106万円・130万円の壁は別に存在する点に注意が必要です。

■ 年収の壁でどう変わる？

今回見直されている「年収の壁」は、所得税に関する壁です。一定の年収までは所得税がかからない範囲を広げるもので、働き方の選択肢を増やすことが目的です。一方で、社会保険の壁（106万円・130万円）とは別の制度であり、年収によっては社会保険料の負担が発生する場合があります。

税金と社会保険は仕組みが異なるため、混同しないようご注意ください。

103万円



- ☑ 年収103万円を超えると所得税がかかる
- ☑ 配偶者や扶養親族が対象から外れるライン

160万円



- ☑ 2025年から税制改正で新設
- ☑ 年収160万までは所得税が非課税
- ☑ 配偶者特別控除上限が160万円まで拡大

令和8年

178万円



- ☑ 2026年から予定されている非課税枠
- ☑ 物価や賃金上昇を踏まえた水準
- ☑ 社会保険の106万円・130万円の壁は別に存在

賀正

【てくのクテ】では、ジャンルを問わず、テクノ産業がお届けしたい情報を皆さまへ発信してまいります。ご不明点やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

2026年1月 テクノ産業の休日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

新しい年が始まつたてくのあ！
令和7年度の年末調整は所得により違いがあるが約1万円以上の税金還付があつたと思うてくのあ！
これが178万円まで増えたら来年の年末調整での税金還付がたくさんになるてくのあ！
でもてくくんは税金還付がないから残念てくのあ！
今年の干支は牛なぜか牛と見間違
しあうのはてくんだけかな？
真ん中の線が突き抜けていると牛てくのあ！
牛の角をイメージしているのかな？
ふと疑問に思ったてくんであった。
ということで「ことよろ」てくのあ！
てくくん全開でいくてくのあ！

-お問合せ先-

TEL 0287-62-6010 FAX 0287-62-8998

E-mail : techno@tecowl.co.jp

-那須高原のIT工房-

株式会社 **テクノ産業**

〒325-0073 栃木県那須塩原市阿波町110-36

URL : <https://www.tecowl.co.jp/>



◆◆◆住所が変わりました◆◆◆

■103万円の壁の正体

- 103万円の壁とは主に所得税と配偶者控除・扶養控除に関する年収の基準です。
- 給与収入が年103万円以下であれば、
 - ・ 本人に所得税がかからない。
 - ・ 配偶者（夫・妻）の配偶者控除や親の扶養控除の対象になる。
- というメリットがありました。

→課税所得が0円になるため、所得税が発生しません。

- 103万円を超えるとどうなる？

本人への影響・・・103万円を超えた分に対して所得税がかかりました。

家族絵への影響・・・配偶者控除の対象外になる。（配偶者特別控除は除く）

扶養控除（特に学生アルバイトなど）が外れました。

→少し働きすぎると家族全体の手取りが減りました。

これにより働き控えの原因になっていました。

なぜ103万円なのか？	
給与収入	103万円
◇給与所得控除	55万円
◇基礎控除	48万円
課税所得	0円



■160万円の壁の正体（令和7年度の年末調整に反映）

- 160万円の壁とは、所得税がかからなくなる新しい年収上限です。

従来は「103万円」を超えると所得税が発生していましたが、税制改正により、年収160万円まで所得税が非課税となりました。ただし、所得制限があります。

※160万円の壁は、所得に応じて基礎控除額が変わります。

なぜ160万円なのか？	
給与収入	160万円
◇給与所得控除	65万円 ^{190万以下の場合}
◇基礎控除	95万円 ^{最大}
課税所得	0円



■178万円の壁の正体（令和8・9年限定的予定）

- 令和7年12月18日に自民党と国民民主党で「年収の壁」178万円引き上げで合意されました。これにより令和8年の年末調整のしかたも変更になるでしょう。令和7年12月現在
 - ・ 平成7年(1995年)当時の「103万円の壁」
 - ・ その後の最低賃金・物価上昇(約1.7倍)を反映
 - ・ $103\text{万円} \times \text{約}1.73 = 178\text{万円}$

時代に合わなくなった103万円基準を、実質的に更新する水準として設定されています。

なぜ178万円なのか？（予定）	
給与収入	178万円
◇給与所得控除	74万円 ^{190万以下の場合}
◇基礎控除	104万円 ^{最大}
課税所得	0円



■160万円と178万円(予定)の基礎控除額の比較

※合計所得金額とは給与所得控除後の金額を示します。（所得により変動）

合計所得金額※	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
令和7年 160万円の壁	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円
令和8・9年 178万円の壁(限定的)	鳴子	一律104万円	鳴子	67万円	62万円
令和10年以後	99万円	鳴子	一律62万円	鳴子	鳴子

■合計所得金額※から基礎控除額を算定（令和7年度、令和8年予定）

- 合計所得金額とは給与総額ではなく総額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

例1) 給与総額が1,800,000円の場合(令和7年度の場合)

$$1,800,000\text{円} - 650,000\text{円} = 1,150,000\text{円}$$

1,150,000円に対して基礎控除額を算出しますので950,000円になります。

例2) 給与総額が4,000,000円の場合

$$4,000,000\text{円} \times 20\% + 440,000\text{円} = 1,240,000\text{円}$$

$$4,000,000\text{円} - 1,240,000\text{円} = 2,760,000\text{円}$$

2,760,000円に対して基礎控除額を算出しますので880,000円になります。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,900,000まで	650,000円(R8以降740,000円)
1,900,001円から3,600,000まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から6,600,000まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から8,500,000まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）